

## 海外留保利益の開示に見る国際税務戦略 —米国多国籍企業を先行事例として—

International Tax Strategies: How do U.S. Multinationals Disclose Them?

中央大学大学院戦略経営研究科  
ビジネス科学専攻(博士後期課程)  
宮石 知子

### Summary

This article discusses multinationals' disclosure regarding tax strategies in the U.S., which has established the advanced accounting disclosure system. How do a company's tax planning strategies affect its tax results? The paper focuses on two indicators, efficiency and stability on income tax expenses, by extracting samples from U.S.-based corporations who hold massive accumulated profits and tax-haven subsidiaries in offshore locations. The analysis reveals that, first, the consolidated effective tax rate of corporations that save on U.S. taxes by means of foreign tax credits is lower than when a major tax advantage is present outside the U.S. Second, companies who recognize deferred tax liability related to offshore earnings book relatively stable tax costs compared to others. As a result, we found that, through the accounting disclosure, U.S. multinational corporations clearly communicate their tax planning strategies to wider stakeholders other than tax authorities. Those disclosure examples provide some implications for Japanese corporations, who face the explosion of transparency by BEPS implementation.

Keywords: BEPS, Tax havens, U.S. multinationals, Income taxes disclosure,  
Foreign earnings

### 目次

I. 問題意識 .....	51
II. 本研究におけるアプローチ方法 .....	52
1. 研究目的とリサーチメソッド .....	52
2. 米国法人税制および米国会計基準の動向 .....	53
3. サンプリング .....	54
III. 分析結果 .....	56
1. 評価方法とグルーピング .....	56
2. 推計結果 .....	58
3. 代表サンプルによる考察 .....	60
IV. 結論と今後の課題 .....	64
1. 結論 .....	64
2. 今後の課題 .....	65

## 1. 問題意識

多国籍企業が税制の隙間や抜け穴を利用して国際的租税回避を行う問題「Base Erosion and Profit Shifting」（以下「BEPS」）の対抗策として、各国の課税主権に基づいた伝統的な国際課税ルールを見直すために、BEPSプロジェクトは立ち上げられた。2015年10月、OECDがこのグローバルな取り組みの成果である15の勧告を行い、現在これらを実行に移すべき各国政府の動向に注目が集まっている。各国の導入スピードには差があるものの、行動計画13に基づく移転価格文書化（国別報告書ほか<sup>1</sup>）作成義務等明確になった分野もあり、多国籍企業に翻ってみれば、この15の勧告とは、国際税務上の規則や実務の変更、さらに税の透明性要求の拡大を意味するものとなっている。

日本企業においても、OECDのBEPSに関する懸念点として76%が「国別報告書の作成等コンプライアンス・コストの増加」と回答しているという調査がある<sup>2</sup>。ここにおけるコンプライアンス・コストとは、単にレポーティング作業負担を指すのみではないだろう。経団連が、15の勧告の実施・解釈が各国で異なることで、さらなる二重課税拡大への懸念を呈しているように<sup>3</sup>、各国税務当局との税務係争の発生増加をも視野に入れているものと考えられる。一方、日本の税務当局の動きとしては、国税庁より税務に関するコーポレートガバナンスに対する取り組み方針が公表され、税務当局と見解の相違が生じやすい取引の自主開示等を条件として、税務調査間隔を延長する扱いが2016年7月から開始されている<sup>4</sup>。また2017年6月には「移転価格ガイドブック」が公表されたが、これには移転価格文書化制度に関する指導、助言等のために国税庁職員が企業訪問を実施するといった内容が盛り込まれている<sup>5</sup>。日本企業にとっては、税務当局への開示責任、説明責任が一層増大している現状である。

このように我が国のグローバル企業では、BEPSプロジェクトの直接的影響として、タックスコンプライアンス、レポート義務、税務調査、税務訴訟といった防衛的要素が強く認識されているものと考えられる。このことは、EY税理士法人による2016年度経済産業省委託調査報告書の中で、日本企業の国際税務の関心として、「BEPSプロジェクト対応を含め、税務コンプライアンスに対応の重点が置かれている傾向がある。」（EY税理士法人 [2017], p241）と記載されていることとも平仄が合う。

他方、タックスコンプライアンスの視座を、BEPSとコーポレートガバナンスとの関連の中に置くべきとする論考が発表されている。中里 [2016]は、立法の立場から、税務調査が企業のコーポレートガバナンスの確立に資するといった従来の視点のみならず、適切な納税行動それ自体がコーポレートガバナンスの観点から要求されると指摘しており、租税法に留まらず会社法でも対応する必要があると論じている。さらに企業経営の立場からは、同じコーポレートガバナンスであっても税務当局に限定したものではなく広く外部利害関係者への開示、もしくはCSRの観点で、BEPSと日本企業の経営戦略の関係を論じる研究が存在する。企業が自社の租税行動を企業価値向上につなげる方策の一つとして、法人税等費用の支払状況の詳細な開示が必要であるとするもの（大沼 [2016]）や、非財務情報開示の有用性が高まる中、NTTグループ等すでに自社の税務ポリシーを自主的に公表している事例を引用して、税務戦略の透明化が進展しているとする論説（明石 [2017]）等がそれである。タックスコンプライアンスからの逸脱は企業価値の毀損を誘引する要素であり、企業に

おけるこうしたレピュテーションリスクへの対応もまた、BEPS プロジェクトによる間接的な影響と捉えることが出来よう。

折しも、2017年7月、総資産144兆円を運用する世界最大の機関投資家、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」）が、環境、社会、企業統治の評価を投資判断に加えるESG投資を開始した<sup>6</sup>。GPIFのHPには、これにより、日本企業のESG評価が高まるインセンティブとなることや、長期的な企業価値の向上に期待を寄せるとするコメントがあるほか、海外投資家による日本株の投資収益改善も導入目的の一つとして挙げられている<sup>7</sup>。今回開始にあたりESG指数に連動するパッシブ投資が行われ、インデックスには米国MSCIと英国FTSE Russellが作成するものが採用されている。筆者のGPIFへの調査では、FTSE Russellのインデックスでは「税の透明性」がESG評価対象となっており、MSCIのインデックスでは現状格付けへの反映は検討中であるものの「租税回避」についての評価はすでに開始しているとの回答を得ている。将来的にESG投資がどこまで発展するか未知数ではあるが、日本の証券市場においてBEPS対応に関わる積極的な開示が企業価値評価に結び付いた初めての事例であると言える。

しかし、ESG投資を管轄する企業の現場では、どのように、どこまで開示すればESG評価結果に反映されるのか判断が難しいとの声を耳にする。前述の税務ポリシーにしても、コンプライアンス意識の高さをアピールした宣誓や宣言の類で、果たして投資家の評価を得られるものか疑問が湧くのである。

当然ながら、株主に向けては、コーポレートガバナンスやCSR観点だけではなく、BEPSプロジェクトの理念に反しない範囲内の税負担率の低減も、企業に課せられた責務であることには変わりはないとする主張がある（明石 [2017]）。企業は今後この二律背反の要求に応えるべく、バランスをどこに置くべきか模索していくことになると考えられる。多国籍企業にとってタックスコンプライアンスから派生する議論は、自社の税務戦略—国際税務に関わる方針やタックスプランニングと納税実態、さらには管理組織体制等を包摂した取組み—をいかに開示していくべきかという、ステークホルダーへの説明責任の問題に行き着くであろう。

## II. 本研究におけるアプローチ方法

### 1. 研究目的とリサーチメソッド

本論文では、企業の税務戦略開示を考察するためのアプローチとして、主として投資家が利用する法定年次報告書上の開示の現状について事例分析を行う。分析対象として米国多国籍企業を選択し、分析期間は2009年度から2016年度までの8期間である。これは、G20ロス・カボス首脳会議によって承認された2012年6月から、OECDがBEPS最終報告書を公表した2015年10月までの、BEPSプロジェクト推進の時期を含んでいる。

この期間の米国多国籍企業を分析対象として選定する理由は以下の通りである。

- (1) オバマ政権8年間を通じて法人税制の重要な改正がなく、制度改正による影響を排除した、真に企業の税務戦略に関わる観察と分析を行うのに適したサンプルであると考えられること。
- (2) BEPSプロジェクトがG20に承認された背景の一つに、新興の米国多国籍企業による過度な租税回避行為があったとされ（志賀 [2014] ほか）、こうした批判の的

となった企業自身が、財務報告の開示を通じてどこまで自らの税務戦略を公表しているか調査することが、ステークホルダーへの説明責任という観点からの考察上有用と考えられること。

- (3) 米国財務会計基準審議会 (FASB) による「法人税等の不確実性に関する会計処理」(以下「FIN48<sup>8</sup>」) が 2006 年に導入される等、米国では納税をリスク管理の対象とする (吉村 [2008]) 認識が実務に定着しており、また法人税関連の開示が充実していること。

さらに、米国多国籍企業が保有する海外留保利益に注目する。国際的租税回避の議論においては、BEPS プロジェクトが主張する国際的協調とは別に、米国の政策的論点として、タックスヘイブンを利用して稼得した所得が海外で蓄積されて、米国に還流されない問題がしばしば取り上げられる (本庄 [2017] ほか)。その結果逸失する米国税が非グローバルの小規模企業や個人に転嫁されるという「課税の公平性」に関わる議論は、現在 2017 年内の法案成立が予定されている米国の税制改革大綱<sup>9</sup>にも反映されている。米国多国籍企業であることに海外留保利益額という条件を追加して、分析対象企業を絞り込む。

具体的な分析と考察の方法は、まず初めに、企業が選択するタックスプランニングによって、税務パフォーマンスがどのように異なるかという点に着目する。そして、この結果から、サンプル企業における国際税務に関わる方針や、BEPS プロジェクトが実行段階に移行した今後の企業対応について考察を行う。

分析のために利用する資料は、米国証券取引委員会 (SEC) に提出されたアニュアルレポート (Form 10-K) である。財務諸表、会計方針や法人税関連の注記といった財務情報が中心となるが、必要に応じてリスクファクター等の非財務情報も参照する。

本研究は、企業ごとのタックスプランニングの巧拙や、租税回避行為の該非を問うものではない。米国多国籍企業を先行事例として、税務戦略という、とりわけ予測困難で不確実性が高い分野における情報開示の在り方を探究することを目的としている。

## 2. 米国法人税制および米国会計基準の動向

分析に先立ち、米国多国籍企業の租税行動の背後にある規制環境について記載する。

分析対象期間中の米国は、先進国の中で最も高い法人税率を維持し、海外からの配当に対して課税を行っている。日本が 2009 年度税制改正により外国子会社配当益金不算入制度を導入したように、今や海外配当免税制度に移行していない米国は世界的に少数派となっている<sup>10</sup>。このことが、米国企業が海外子会社に所得を留保するインセンティブになっているとされている (小林 [2016] ほか)。なぜならば、米国の親会社が海外子会社から配当を受領した場合、配当所得が米国の高税率で課税され、海外で課税された法人税は外国税額控除適用の可能性があるものの、大抵のケースで米国税率の方が海外税率より高いため相殺し切れず追加課税となってしまうからである。親会社に送金されない限りにおいては、CFC ルール<sup>11</sup>といった例外を除き米国での課税はない。

一方で税効果会計上は、子会社の留保利益については、配当や子会社売却・清算を通じて最終的には親会社に送金されるという前提の下、原則として利益が発生した年度に上記の米国内追加課税分を見積もって繰延税金負債を計上する<sup>12</sup>。しかしこれには例外規定があり、海外留保利益が米国外で永久に再投資に回されるために親会社への送金を無期限で延

期する場合には（以下「無期限再投資利益」）、税効果を認識することができない<sup>13</sup>。もっとも、無期限再投資利益の設定にあたっては特定の再投資計画の裏付けが必要であり、また後年方針を変更して親会社への送金を行う場合には、その変更が明らかになった年度で税金費用を修正することとなる<sup>14</sup>。つまりこの会計処理の意味するところは、海外留保利益内で無期限再投資宣言をするか否かは、経営者の配当や再投資の判断に委ねられるが、資金調達等ビジネス環境が変化した際の宣言撤回リスクは潜在しているということである。

また、前述の通り、米国企業はFIN48に基づく不確実な税務上のポジションを財務諸表に開示することが義務付けられている。具体的には、税務訴訟が発生した時に50%超の可能性で課税が予想される追徴税額と延滞税等を債務計上するものである。注記には計上に関連して訴訟内容の説明や計算根拠など詳細な記載があるのが通例で、米国企業のタックスプランニングを巡る訴訟事案を把握するための有用な参考情報となっている。

### 3. サンプリング

分析対象企業選定のために、U.S. PIRG Education Fund, ITEP および CTJ<sup>15</sup>による調査研究 “Offshore Shell Games” をデータベースとして利用する。この報告書では、公開情報を使って、フォーチュン500社による海外タックスヘイブン50エリア<sup>16</sup>の利用状況を調査している。直近の2015年度調査によると、フォーチュン500社のうち全体の73%にあたる367社が、タックスヘイブンエリアに子会社を所有していたという。さらに、298社が2.5兆ドルの利益を海外に保有しており、うちトップ30社が1.65兆ドルだったという。つまり、米国大企業の海外留保利益全体の66%を、トップ30社で占める結果となっている。

表2に、掲載開始年度である2013年度と直近2015年度の海外留保利益額トップ30社を示す<sup>17</sup>。米国多国籍企業個々の税務戦略の特徴は、海外留保利益の利用の仕方に表れるとの仮定の下、海外留保利益における当該2期間増減率により、トップ30社の中から分析対象企業を抽出することとする。具体的な抽出基準は以下の通りである。

- (a) 増減上位グループ(増減率90%以上)5社:Apple, Pfizer, AbbVie, Gilead Sciences, Danaher
- (b) 増減下位グループ(増減率5%以下)6社:General Electric, Merck, Citigroup, Coca-Cola, Abbott Laboratories, Bristol-Myers Squibb
- (c) 増減中位グループ(増減率30%台, 60%台から任意抽出)2社:Oracle, Qualcomm

以上のサンプル企業13社の、“Offshore Shell Games”の調査結果に占めるカバー率を、海外留保利益を基準として算出した場合、以下の通りとなる。

表1 サンプリング・カバー率（海外留保利益額基準）

2015年度海外留保利益合計(単位:百万ドル)			本分析のカバー率	
本分析・13社	トップ30社	フォーチュン500社	対トップ30	対フォーチュン500
844,587	1,648,637	2,500,000	51%	34%

出所: Offshore Shell Games 2014 & 2016から、筆者独自サンプリングにより作成。

表2 フォーチュン500社 海外利益留保額ランキングトップ30（2013年度，2015年度）

	海外留保利益金額(単位:百万ドル)			
	2013年度	2015年度	増減額	増減率
Apple	111,300	214,900	103,600	93%
General Electric	110,000	104,000	△ 6,000	-5%
Microsoft	76,400	124,000	47,600	62%
Pfizer	69,000	193,587	124,587	181%
Merck	57,100	59,200	2,100	4%
International Business Machines	52,300	68,100	15,800	30%
Johnson & Johnson	50,900	58,000	7,100	14%
Cisco Systems	48,000	58,000	10,000	21%
Exxon Mobil	47,000	51,000	4,000	9%
Citigroup	43,800	45,200	1,400	3%
Procter & Gamble	42,000	49,000	7,000	17%
Google	38,900	58,300	19,400	50%
Hewlett-Packard	38,200	47,200	9,000	24%
PepsiCo	34,100	40,200	6,100	18%
Chevron	31,300	45,400	14,100	45%
Coca-Cola	30,600	31,900	1,300	4%
J.P. Morgan Chase	28,500	34,600	6,100	21%
Oracle	26,200	42,600	16,400	63%
Amgen	25,500	32,600	7,100	28%
United Technologies	25,000	29,000	4,000	16%
Abbott Laboratories	24,000	22,400	△ 1,600	-7%
AbbVie Inc		25,000	25,000	* 1
Bristol-Myers Squibb	24,000	25,000	1,000	4%
Eli Lilly	23,740	26,500	2,760	12%
Goldman Sachs Group	22,540	28,550	6,010	27%
Qualcomm	21,600	28,800	7,200	33%
Walmart	21,400	26,100	4,700	22%
Medtronic	20,499			
Intel	20,000	26,900	6,900	35%
Dell	19,000			
Bank of America Corp.	17,000	18,000	1,000	6%
Gilead Sciences	8,550	28,500	19,950	233%
Danaher	10,600	23,500	12,900	122%
Philip Morris International		23,000		

出所: Offshore Shell Games 2014 & 2016より筆者作成.

\*1 AbbVie Inc.は、2013年度にAbbott Laboratoriesの製薬事業のうち新薬部門が分社独立したものの。

### III. 分析結果

#### 1. 評価方法とグルーピング

本分析における定義ならびに評価方法詳細は以下の通りである。

第一に、サンプル企業の税務パフォーマンスの評価は（1）税負担の効率性と、（2）税コスト計上の安定性、の2点で計測することとする。（1）（2）いずれも、2009年度～2016年度の8期間における「連結税負担率」を指標とする。連結税負担率の計算式は以下の通りである。

$$\text{連結税負担率} = \frac{\text{連結税金費用(当期税金+繰延税金)}}{\text{連結税引前利益}}$$

分子の税金費用には、一定期間の税コストのトレンドを観察する目的から、単年度の納税額のみならず税効果も含む。「海外税負担率」「米国税負担率」の算出にあたっては、同様の計算式を使用するものとする。そして、（1）は連結税負担率の平均値（低いほど税効率が高い）、（2）は連結税負担率の標準偏差（低いほど毎期のブレ幅が小さく安定性が高い）を、それぞれ具体的な評価尺度と設定した。

第二に、（1）（2）の評価に影響を及ぼすと考えられる2つの指標をもって、2×2の四象限にサンプル企業を分類する。各グループにおいて（1）（2）の結果に有意な差異が観察される否かを通じて、サンプル企業の税行動の特徴と傾向を推定するためのものである。グルーピングのための2つの指標とは（a）税コストのグローバル配分、（b）海外留保利益の変動、である。本論文で着目している海外留保利益の観点からは、（a）は海外利益の創出、（b）は海外利益の使用、に該当する。以下、（a）（b）の判断基準を示す。

#### （a）税コストのグローバル配分（縦軸）

これは、主要なタックスメリットの所在地、すなわち米国・海外のいずれでタックスメリットを享受しているかというものである。具体的には、8期間概ね、海外税負担率が連結税負担率を下回るケースを「海外型」、海外税負担率が連結税負担率以上のケースを「米国型」とみなす<sup>18</sup>。

主に海外でタックスメリットを享受している例を図1に示す。国内外の税率差を活用した比較的シンプルなタックスプランニングと言えよう。

反対に、米国国内でタックスメリットを享受している例は、図2の通りである。このパターンは、現時点での米国法定税率の高い水準からすると直感とは異なる結果だが、実際は米国税額計算において所得控除や税額控除をとった結果、所得もしくは税額そのものを圧縮しているのである。こうした税額控除には、多額の外国税額控除<sup>19</sup>が含

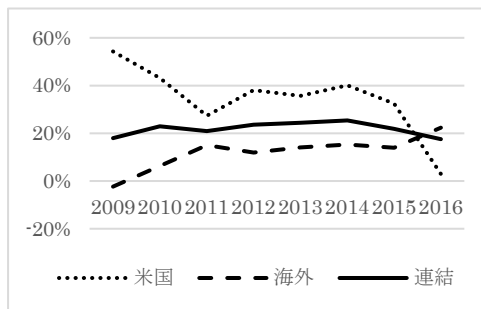


図1 「海外型」の税負担率 (Danaher)

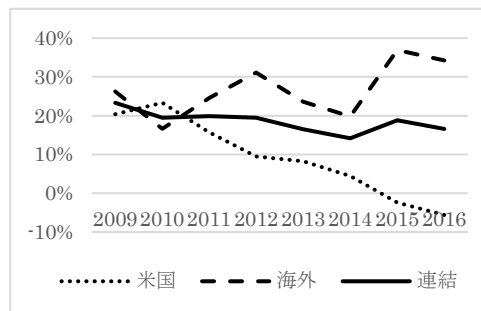


図2 「米国型」の税負担率 (Qualcomm)

まれている。つまり、海外で支払った法人税によって米国納税額を大幅に減少させているのである。とはいえ、外国税額控除は無制限に行えるわけではない。国外所得に基づいて控除枠の上限が定められ、繰越は可能だが繰越期限が到来すると失効してしまう。税額控除枠の繰越という一種のタックスベネフィットについては、繰延税金資産を認識しているケースが少なくないが、万一控除に見合うだけの国内所得が将来的に稼ぎ出せなければ、失効時に残った繰延税金資産は取崩し（費用計上）せねばならない。こうして、一般に「米国型」のタックスプランニングは、「海外型」に比べて実行の難易度や予測の不確実性は高いと言える。（2）の安定性の評価に関して、「米国型」が「海外型」より不安定と出る可能性が予想される。

### (b) 海外留保利益の変動（横軸）

米国会計基準は、実務上可能である場合において、海外留保利益の内、無期限再投資利益に関わる繰延税金負債相当額の開示を要請している<sup>20</sup>。しかし、サンプル企業13社中これを開示しているのは、Apple, Gilead Sciences, Citigroup, Oracle, Qualcommの5社に留まっている。このように税効果の注記例は多くないものの、その元本たる無期限再投資利益の累計額については13社全社が開示している。前出の“Offshore Shell Games”において、「海外留保利益」として掲載されているもののほとんどは、実はこの無期限再投資利益を指している。

無期限再投資利益は、単に開示の問題に留まらず直接損益に影響を及ぼすリスクを抱えているのは前述の通りである。本国還流が明らかになった途端、米国での追加納税額<sup>21</sup>を費用認識する必要が生じるからである。

図3は、無期限再投資利益が前期比純減となる期を含むケースである。Coca-Colaのこの事例では、2015年度に14億ドルの前期比減となっている。減少の理由について注記はないが、仮にこれが留保利益の区分を無期限再投資用から配当用へと振り替えた結果であれば、米国連邦税率35%<sup>22</sup>と現地国で納付した法人税率との差額分を税効果として認識しているものと考えられる<sup>23</sup>。さらには、それまで利益を留保していたエリアが極端な軽課税国であった場合、多額のコスト計上を余儀なくされたであろう。

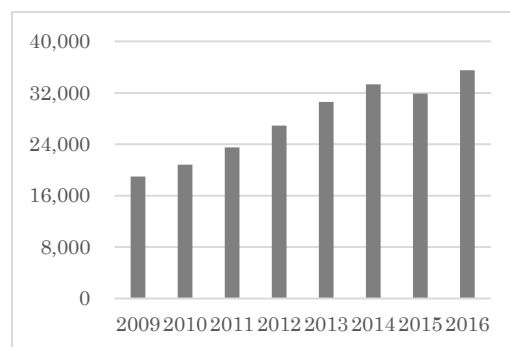


図3 無期限再投資利益推移（Coca-Cola）  
（金額単位：百万ドル）

こうした税効果未認識利益から税効果認識利益への振替による、税務パフォーマンスへの影響を観察するために、四象限横軸に、無期限再投資利益計上の規則性の有無を設定することとした。しかし、振替の有無についての注記例は極めて少ない。そのため簡易的に、8期間中、無期限再投資利益の前期比減少の事実があったか否かという基準で分類することとした。これは、前期比減少、すなわち取崩しというケースにおいては、取崩し以前では比較的税効率はよいが、取崩し時に悪化し、その結果として毎期のコスト計上が不安定となるという暫定的仮説に立ったものである。



## 2. 推計結果

以上の方法に従った推計の結果は以下の通りである。

サンプル企業13社につき、グルーピング結果を表3に、IからIVのグループごとの税務パフォーマンス評価結果を表4に示す。

表3 サンプル13社のグルーピング結果

			無期限再投資利益計上の規則性	
			毎期一定の繰入れあり	繰入不定
			いずれの期にも取崩しなし (前期比増加のみ)	1期以上取崩しあり (前期比減少あり)
主要な タックス メリットの 所在地	海外	海外 税負担率 < 連結 税負担率	I  Apple Oracle AbbVie Gilead Science	II  Pfizer Merck Coca-cola Bristol-Myers Squibb Danaher
	米国	海外 税負担率 ≥ 連結 税負担率	III  Citigroup Qualcomm	IV  General Electric Abbott Laboratories

出所: SEC Form 10-K(2009年度~2016年度)より筆者作成.

表4 グループ別連結税負担率の推移と税務パフォーマンス評価結果

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	平均値 効率性	標準偏差 安定性
<b>I</b>										
Apple	32%	24%	24%	25%	26%	26%	26%	26%	26%	2%
Oracle	26%	25%	23%	21%	20%	23%	22%	19%	22%	2%
AbbVie *1					23%	25%	23%	24%	24%	1%
Gilead Sciences	25%	26%	24%	29%	27%	19%	16%	21%	23%	4%
								I 平均	24%	2%
<b>II</b>										
Pfizer	20%	12%	32%	21%	27%	25%	22%	13%	22%	6%
Merck	15%	41%	13%	28%	19%	31%	17%	15%	22%	9%
Coca-cola	23%	17%	25%	23%	25%	24%	23%	19%	22%	3%
Bristol-Myers Squibb	21%	26%	25%	-7%	11%	15%	21%	24%	17%	10%
Danaher	18%	23%	21%	24%	24%	25%	22%	18%	22%	3%
								II 平均	21%	6%
<b>III</b>										
Citigroup	86%	17%	24%	0%	30%	49%	30%	30%	33%	24%
Qualcomm	23%	20%	20%	19%	16%	14%	19%	17%	19%	3%
								III 平均	26%	13%
<b>IV</b>										
General Electric	-12%	7%	29%	15%	4%	10%	79%	-5%	16%	26%
Abbott Laboratories	20%	19%	9%	5%	5%	32%	18%	25%	17%	9%
								IV 平均	16%	18%

出所: SEC Form 10-K(2009年度~2016年度)より筆者作成.

\*1 AbbVie数値は設立の2013年度より掲載している.

I・IIの類型は、該当企業数が多く、またそのグループ内で推計結果に均質性が観察される一方、III・IVはその逆の結果となっている。以降この特徴に従い、I・IIとIII・IVとに分けて評価結果を追ってみたい。

まず、主に海外においてタックスメリットを追求する「海外型」のI・IIであるが、(1)の効率性の観点では全期間平均の連結負担率は20%前半に集中している。州税も併せた米国の法人実効税率は40.75%<sup>24</sup>であるから、かなりの節税レベルと言えよう。

これに関連して、収益計上が税率メリットの大きい海外に偏向していないか税引前利益を確認すると、Pfizer, AbbVie, Bristol-Myers Squibbでは、米国事業に赤字の期が含まれていた。これら製薬3社は、海外における収益の比重が著しく高いビジネスとなっている。

中でも、図4の通りPfizerの米国事業は毎年赤字を計上していた。PfizerのIncome Taxes注記には、国内事業の損失計上理由として毎期発生する事業・資産の減損処理やリストラクチャリング費用、買収関連費用の計上といった記載がある。ここから、米国本社は、グローバル投資管理を果たす拠点としての機能を負っていることが窺える。一般に恒常的な赤字計上のケースにおいて税金費用は還付ポジションとなるのが通例だが、図5の通り、Pfizer国内事業では必ずしも税金費用がマイナス（利益）となっていない<sup>25</sup>。税金費用の内訳をさらに当期費用と繰延税金とに分けて確認すると、当期に納税した米国税の少なくとも連邦税に関しては、2010年度と2012年度を除きプラスの値となっている。赤字でありながら納税するという逆転現象の要因の一つは、事業の減損といった投資管理コストの多くが有税処理されているからと推測される。つまり、収益の源泉は海外にシフトしており進出国の低税率の恩恵に浴する一方で、米国、特に本社ではその業態に即した納税を行っているというのが、Pfizerのタックスプランニングの特徴と解釈することができる。

(2)の安定性の観点からも、I・IIの間で明確な差異はなく毎期の連結税負担率にほとんどばらつきが見られない。無期限再投資利益の取崩しのあるIIでさえこれほどの安定性を維持しているのは、不測の事態も吸収する弾力性のあるタックスプランニングになっていると考えられる。

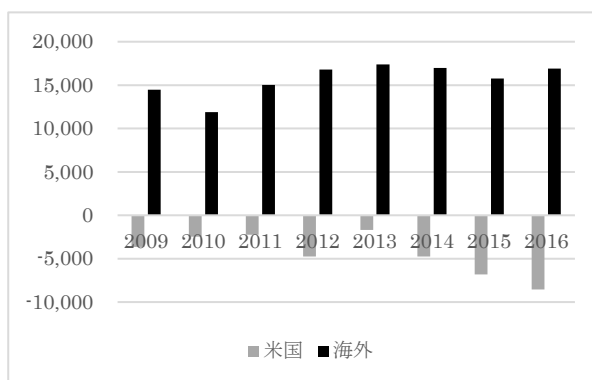


図4 エリア別税引前利益推移 (Pfizer)  
(金額単位：百万ドル)

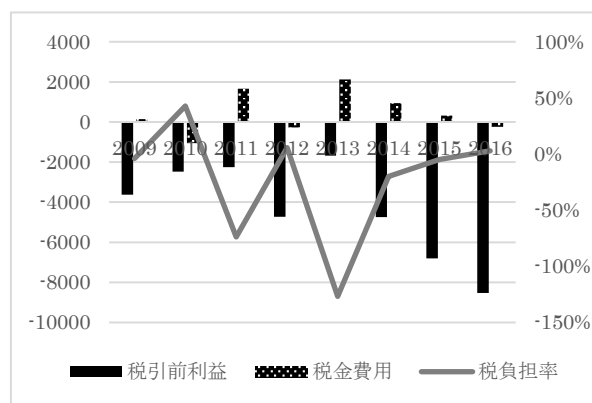


図5 国内事業の利益・税金費用対比 (Pfizer)  
(金額単位：百万ドル)

続いて、「米国型」のⅢ・Ⅳについて説明する。

このグループからはまちまちの結果が出ているが、Citigroup を除外した場合、(1)の効率性に関しては、残り3社は揃って連結税負担率平均が10%台後半という、Ⅰ・Ⅱをさらに上回る水準を示していることに気付く。

では、Citigroup の例外的データは何を原因とするものか。これには、国内業績の騰落に一因があるものと考えられる。図6の通り、海外事業に関しては、リーマンショックの余波を受けた2009年度を除いて利益は一定規模を維持しており、いずれの期においても赤字の計上はない。対して、国内事業の利益は乱高下していることがわかる。特に約139億ドルの大型赤字を計上した2009年度は連結ベースでも最終赤字となった。これにより、海外税金費用を大幅に上回る国内税金の還付があり、2009年度は連結税負担率

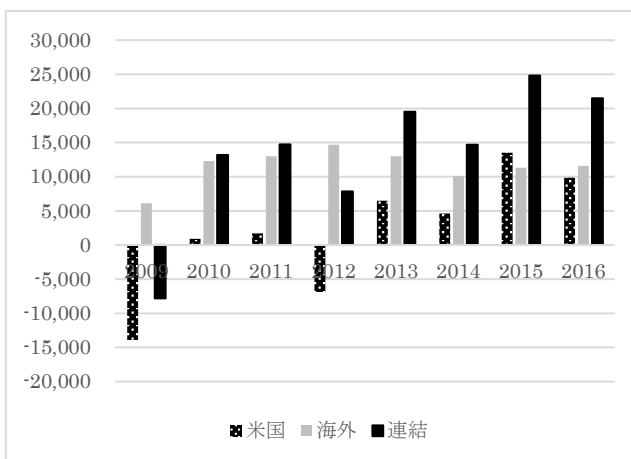


図6 エリア別税引前利益の推移 (Citigroup)

(金額単位：百万ドル)

86%<sup>26</sup>という異常値となっている。米国の高い適用税率が連結ベースでの還付インパクトを増幅したのであろう。また、2012年度は連結税負担率がゼロという非常に珍しいケースとなっている。海外の黒字と米国の赤字の差額を税率の内外差が100%相殺した結果である。こうして、Citigroup は、(1)の効率性、(2)の安定性の評価ともにモデルⅢのグループから逸脱した評価結果を得ることとなった。

Citigroup を例外として分析から除外した場合、Ⅲ・Ⅳは、(1)の効率性の面では高い水準を維持していることは前述の通りである。しかし、(2)の安定性の面では、相変わらずグループ内で企業間格差が見られる。また、ⅢとⅣを区別する無期限再投資利益の減少の有無においても、Ⅰ・Ⅱと同様に有意な差異は観察されない。

以上、サンプル企業13社の税務パフォーマンスを総括すると、(1)の税負担の効率性は「海外型」より「米国型」の方が高いという推定結果が得られた一方で、(2)の安定性と無期限再投資利益の取崩しとの相関は推定できなかった。次項では、税コスト安定性の決定要因を再検証するために、安定性数値が最上位のApple<sup>27</sup>と最下位のGeneral Electricを選定し比較検討を行う。加えて、今後予想される各国税制改正への対応等、安定性の持続可能性を含めて考察を進めていく。

### 3. 代表サンプルによる考察

#### (1) モデルⅠ：Apple Inc. (Apple)

図7は、Appleのエリア別の税負担率を表したものである。連結数値のみならず、米国・海外とも非常に安定した推移を示している。安定しているのは税率ばかりではない。

図8の通り、税引前利益のエリア別構成比も、2009年度を除いて、海外7：国内3で概ね推移しているのである。少なくともこの8期間、Appleのグローバル・タックスプラン

ニングは不働であり、ビジネス環境変化や税制改正といった外部要因を緩和してきたことがこれらの図から窺える。

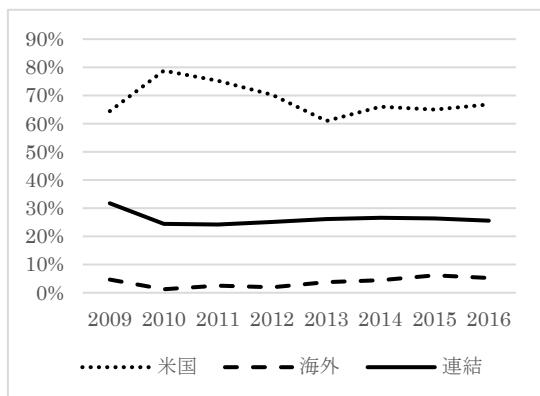


図7 エリア別税負担率推移 (Apple)

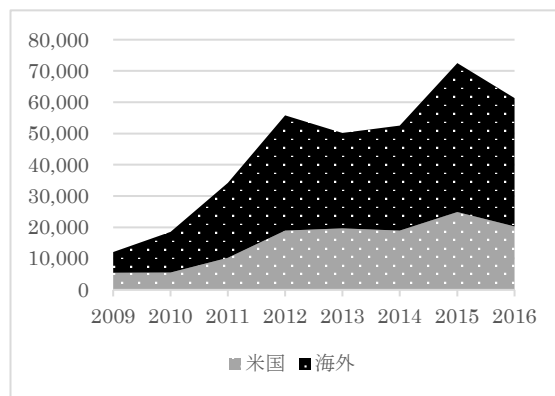


図8 税引前利益のエリア別構成 (Apple)

(金額単位：百万ドル)

Apple の開示は、こうした安定性を支えている要因について示唆に富む情報を伝えている。

第一に、無期限再投資利益がアイルランド子会社で管理されているという注記<sup>28</sup>である。アイルランドは、法定税率 12.5%の軽課税国であり、「Double Irish with a Dutch Sandwich<sup>29</sup>」(以下「Double Irish」)といった国際的節税スキーム採用のためにグローバル企業から頻りに利用される国だが、Apple は、海外税引後利益の最大化のためだけでなく、利益の再投資に関してもアイルランドで一極集中管理していると開示しているのである。税制コントロールが比較的容易と見られるこのタックスプランニング下では、海外税負担率 1~6%の驚異的な税効率および安定性は頷けるところである。

第二に、Apple は海外留保利益総額も每期開示している。この海外留保利益総額と無期限再投資利益の差額は、配当用に留保しているが現状未送金の利益(以下「未送金留保利益」と考えて差支えないであろう。というのも、繰延税金負債の内訳には「Unremitted earnings of foreign subsidiaries」、つまり未送金留保利益に関わる繰延税金負債の項目があり、この金額がちょうど米国での追加納税額と合致するからである<sup>30</sup>。注目されるのは、未送金留保利益と無期限再投資利益の割合である。図9の通り、一貫して増加基調にある海外留保利益を、ほぼ1:1の割合で分け合って増殖しているのである。無期限再投資利益に分類するためには投資計画の裏付けが必要だが、個別具体的なプロジェクトに紐ついた計画であれば、このような規則的な積み上げはむしろ不自然である。それよりも、米国事業や本社配当に資金需要がある場合にいつでも費用の追加なしに資金をひくために、海外留保利益の半分程度に繰延税金負債を引き当てておく意思決定を行っているかと推察される。この場合未送金留保利益の税効果費用を負担しているのは、海外資金の還流方針を決定する米国本社である。Apple の米国税負担率が 60%台から 70%台と法定税率と比べても高水準なのは、将来的に送金が見込まれる海外留保利益に対して予め会計上の手当てをしているからなのである。このことが、資金調達環境の変化に左右されず、安定的な連結税負担率を保持する大きな要因となっていると考えられる。

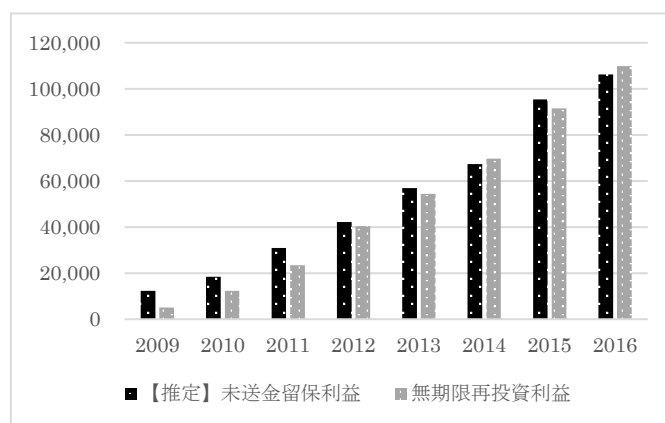


図9 未送金留保利益と無期限再投資利益の推移 (Apple) (金額単位：百万ドル)

次に、国際課税ルール改正の動向がこの安定性にどのような影響を与えるか、また Apple はそれを開示においてどのように説明しているかについて検討を進めたい。ルール改正リスクの所在は、まずはアイルランド、EU、そして米国にある。

第一にアイルランドは、2015年1月1日より Double Irish に関する実質的廃止の規定を導入した。しかし、既存のアイルランド法人 (Apple 子会社も含まれる) については、2020年末までの経過措置があり、租税戦略の見直しを検討する猶予が与えられた。また、廃止対象となったバミューダやケイマンといったエリアを節税スキームに組み入れることは今後できなくなったが、代替する軽課税エリアは存在する。Apple を始めとする多国籍企業が、新たな Double Irish スキームを開発することは不可能ではないであろう。こうした目算があつてのことなのか、Apple 開示においてこのアイルランド税制改正への言及は確認できない。

第二に EU の動向であるが、欧州委員会 (反トラスト当局) が、2016年8月、アイルランドに対して、Apple が得た課税優遇の最大 130 億ユーロ (138 億ドル) の延滞税、利息分を追徴課税するよう命じた。課税優遇措置が EU 条約の違法な政府補助に該当すると認定したものだ。2016年11月にアイルランドが EU の一般裁判所に提訴、さらに同年12月には、Apple 自身が提訴する方針と報じられている<sup>31</sup>。Apple の2016年度注記「不確実な税務上のポジション」では、仮に EU 域内での追徴が回避できなかったとしても、これら税金は米国税において控除可能であるとの見解を述べている<sup>32</sup>。こうした外国税額控除をどのような手法で行うのか言わんとしている意味は明らかではない。確実なのは、EU 内納税が不可避であったとしても、留保利益の約半分には繰延税金負債を引当済みであるから、海外税金費用のかなりの部分が減殺されるだろうということである。つまり、海外での納税により米国での見積み追加税額は縮小するため、従来の繰延税金負債を減額する (利益) 処理が見込まれるという意味である。海外での課税関係の変化局面においても、未送金留保利益への税効果は損益インパクトを緩和する役割を持っていることがわかる。

第三に米国税制改革の動向である。税制改革大綱では、法人税率 (連邦税) の 20% への引き下げ、海外子会社からの配当非課税<sup>33</sup>、既存海外留保所得の一括課税といった施策が打ち出されている。配当非課税は Apple にとっては恩恵であろう。今後海外からの還流に制約がなくなる上、巨額な繰延税金負債 (2016年度末 314 億ドル) が単年度利益になるから

である。この収益計上は、既存海外留保所得の一括課税のネガティブなインパクトを上回ると予想される。海外留保所得への一括課税の適用税率は10%以内<sup>34</sup>と提案されているが、Appleは海外留保利益の約半分に現行の連邦税率35%を基に繰延税金負債を算出しているからである。

以上、Appleの税務パフォーマンスを総括すると、海外留保利益とその税効果を計画的に利用して、安定的な税コスト計上がグループ全体で維持されているということである。そして、今後も同社の租税戦略が抜本的に変更される要因は見当たらない。

## （2）モデルⅣ：General Electric Company（GE）

多国籍コングロマリットGEの開示には、グローバルで多様な事業展開が、企業グループに柔軟性のあるタックスプランニングの機会を生んでいることを認める一方で、各国課税当局との複雑な見解相違にとりわけ神経を使っていることを窺わせる記載がある<sup>35</sup>。GEの多様なタックススキームは、タックスヘイブんに多数の子会社（2015年度末20社）を有している<sup>36</sup>ことから推測される。連結と海外の税負担率<sup>37</sup>の推移を表した図10では、タックスプランニングの複雑性を表すかのように連結税負担率のアップダウンが激しい。税コストが安定性に欠ける原因として、こうした複雑性以外に、(a)海外留保利益の大部分が無期限再投資利益であるとの注記があること、(b)GEキャピタルの金融事業縮小計画



図10 連結と海外の税負担率（GE）

「GE Capital Exit Plan」（以下「Exit Plan」）による税コストへの影響が米国・海外双方に及んでいることが挙げられる。

(a)(b)2点による税負担率への波及の様子を、GEの開示を頼りに年次で追っていく。

まず2014年度までは、概ね連結税負担率が海外を下回る典型的な「米国型」となっている。GEは、Appleとは異なり海外で過度な節税は行わず相応の納税をし、その国外法人税を米国申告上外国税額控除として利用している<sup>38</sup>。米国納税額の極端な圧縮については、2011年に米国議会で議論になった経緯さえあるほどである<sup>39</sup>。さらに2009年度は、金融セクターでそれまで未送金留保利益として認識していた20億ドルを、無期限再投資利益へ振替えたとの注記がある。外部格付けや資金市場の流動性に变化があり、オペレーションを見直したためというのがその振替理由で、当時の金融危機対応の一部であろう。この区分変更によって、未送金留保利益に計上していた7億ドルの繰延税金負債が不要となり、これが米国の税引後利益を押し上げる要因となっている。2009年度に、連結税負担率と海外税負担率がとりわけ乖離しているのは、一つにこの繰延税金負債の取崩しが反映していると考えられる。

2015年度以降の推移は、専ら上記の「Exit Plan」の影響によるものである。2015年4月に発表されたこの再編計画は、航空機、発電等の産業セクターに関わる販売金融を残して、GEキャピタルの総資産約5,000億ドル（2014年12月末現在）の多くを売却し、2018年までにGE社として900億ドル以上を株主還元するというものである。「Exit Plan」に盛り込まれた株主還元の原資として、2015年度、海外資産の売却資金100億ドルが米国へ

送金された。「Exit Plan」以前まさに無期限再投資利益であり繰延税金負債を計上していなかったこの本国還流は、米国で追加の税コストを発生させることとなった。加えて、GE キャピタルの傘下のアイルランド子会社において、過去計上していた多額の繰延税金資産をこの資産売却に伴って取り崩したという<sup>40</sup>。こうした「Exit Plan」の影響により、2015年度の連結税負担率は77.3%まで上昇していると開示されている<sup>41</sup>。

以上、GEの税務パフォーマンスの推移から得られる示唆は以下に集約されよう。

それは、本分析が対象とした8期間に限定するならば、海外留保利益に対する繰延税金負債の計上方針が、税コストの安定性を決定づけていたということである。サンプル13企業のうち未送金留保利益の繰延税金負債を8期間継続して計上しているのが明らかなのは、Apple, Pfizer, Merck, Oracle, AbbVieの5社だが、これらは総じて安定性が高い企業群であった<sup>42</sup>。

他方GEのケースにおいては、海外投資戦略の変更や事業ポートフォリオの入替えによるビジネスそのものの変動に加えて、これに付随する税効果が損益の振れ幅をさらに拡大したと考えられる。そして、今後もこの不安定さの傾向が残る可能性はある。「Exit Plan」の実行により海外留保利益は激減しているとはいえ、2016年度末時点でまだ820億ドルの無期限再投資利益（税効果未認識）が残っている。この度の米国税制改革の一つ、既存海外留保所得の一括課税制度においては、Appleとは反対に、GEは単年度利益が圧迫される可能性が予測されるのである<sup>43</sup>。

#### IV. 結論と今後の課題

##### 1. 結論

分析の結果、BEPSプロジェクト推進期間中の米国多国籍企業は、年次報告書上の開示を通して、自らの税務戦略に関わる重要かつ有益な情報を明確な形で提供していることが明らかとなった。このことは税制の異なる日本企業にも一定の示唆を与えるものと考えられる。以下、その先進性と有用性について、日本企業の開示との比較を踏まえて総括する。

第一に、国内と国外に区分して利益や税金費用計上の状況を開示しており、グローバルなタックスプランニングの推定を可能にしている点である。これは、BEPSプロジェクトが要請する「実質性<sup>44</sup>」の前提である、どこで利益を稼得しどこで納税しているかという、租税活動の実態把握に益するものと言える。日本企業においては、我が国会計基準上「(旧)所在地別セグメント情報」が営業利益までの記載に留まることや<sup>45</sup>、一般に事業部門の業績が営業利益を基準に管理されていること（EY 税理士法人 [2017], p243）等の事由から、開示を通じてエリア別の税務パフォーマンスを算出することはできない。

第二に、FIN48を中心として税の不確実性への対応状況の説明が充実しており、将来の税コスト見通しの精度を高めていることが挙げられる。不確実な税務ポジションに対する会計処理を規定したFIN48に類する会計基準は、これまで日本基準にもIFRSにも存在せず<sup>46</sup>、一般の日本企業ではマネジメントの判断や見積もりを反映した会計処理となっていると考えられる。税務訴訟や税制改正等の影響に関する予見可能性を情報の利用者に提供している点において、米国企業に優位性があると言えるだろう。

以上の米国企業の先進的なディスクロージャーは、一義的にはFASBやSECによる規制

の成果である<sup>47</sup>。しかし、代表サンプルの Apple と GE の注記には、タックスプランニングの中核であるタックスヘイブン地に所在する子会社の利用状況の説明があり、また GE の「Exit Plan」では、別項を設けて大規模な事業再編に伴って発生する税金費用についての記載があった。開示ルールを画一的に遵守するのみではないこうした独自の注記があるからこそ、個々の企業の税務戦略の把握が可能になる。さらには、例えば GE にとっての税務戦略とは、租税回避の嫌疑を向けられるようなそれ単独で機能するものではなく、複合企業における経営戦略の構成要素としての位置づけと取り組み姿勢を主張し得るものであった。企業による積極的な開示は、投資家への訴求という点において極めて有効であると考えられる。

翻って BEPS プロジェクトの議論においては、米国企業の過度な節税スキームが半ばセンセーショナルに取り上げられたものの<sup>48</sup>、これら企業が、規制当局向けではなく、広くステークホルダーに対して自らの税務戦略をどのように公開しているかという視座は希薄であったと考えられる。BEPS 対抗策が要請する税の透明性に対して、米国多国籍企業における開示の有効性を提示した点に本論文の貢献があると考えている。

## 2. 今後の課題

上記1の結論に立ち、さらなる検討課題として以下の2点が考えられる。

1点目は、税制や税務アプローチが異なる日本企業における、適切な開示の在り方を問うことである。実務家からは、「日本は、いわゆるアグレッシブなタックスプランニングの発信地ではない」（宮崎 [2016], p.42）という声は多く、むしろ国際競争力維持のためには適切なタックスプランニングは必要であるとの意見さえ出るほどである<sup>49</sup>。かくもタックスプランニングに消極的と言われる日本のグローバル企業であるが、BEPS プロジェクト以降は国際税務を取り巻く環境や経営者意識に変化が生じる可能性がある。こうした潮流も見据えつつ単純な日米間の彼我比較に留まらない探究が必要だが、現段階では少なくとも、米国の事例で見られた「税金の見積に関するリスクと不確実性」といった定性情報の拡充は必須と考えている。

2点目は、財務報告における開示という視点を転換して、組織論の観点で「BEPS 後の税務セクションの在り方」を検討することである。この課題は、本論文で GE の税務戦略を分析する際に目にした、あるプレスリリースが端緒となって得られたものである。そのプレスリリースとは、2017年1月に、アカウンティングファーム PwC が、GE 税務部門所属の600名をスタッフとして受け入れるというものであった<sup>50</sup>。大部隊を切り離す GE 側が意図するところは、コスト削減目的のアウトソーシングか、税務戦略の転換か。「Exit Plan」以降従前のタックスプランニングが無効化し、最早これほど大規模な税務部門を抱えておく必要がなくなったという解釈も可能である。このリストラクチャリングで、GE の税務セクションの管理体制はどのように再構築されたのか。そして、それは GE の事業ポートフォリオ戦略とどのような関係があるのか。税務戦略の立案と実行の意思決定システム、管理体制に関しては、本論文における分析の域外であり今後の大きな課題となるであろう。



## 謝辞

本稿の執筆にあたって、3名の匿名査読者の先生方から、大変貴重なご助言をいただきました。ここに記して心よりの感謝を申し上げます。

## 参考文献

- Palan, R., R. Muphy, & C. Chavagneux. (2010). *Tax havens: How globalization really works* (1<sup>st</sup> edition.). New York: Cornell University Press (青柳伸子訳『タックスヘイブン—グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』東京：作品社, 2013).
- 明石英司 (2017). 「税負担削減行動の手段と現状」『証券アナリストジャーナル』 55(7), 16-24.
- 荒井優美子 (2016). 「租税回避対応としての開示義務：義務的開示から一般開示へ？」『企業会計』 68(9), 60-66.
- 長谷川茂男 (2009). 『米国財務会計基準の実務（第5版）』東京：中央経済社.
- 本庄資 (2001). 「国際的租税回避の研究（その4）企業立地の選択（low tax regmes の利用）」『租税研究』 616, 79-98.
- 本庄資 (2017). 「オフショア世界のはなし(60)：米国州税の競争の現状とオンショアタックスヘイブンによる税源侵食の防止策の競争」『International Taxation』 37(8), 116-122.
- 金子宏 (2017). 『租税法（第二十二版）』東京：弘文堂.
- 小林秀太 (2016). 「米・多国籍企業の税負担削減行動のインセンティブ：APB23による会計上の誘因とは？」『企業会計』 68(9), 75-80.
- 宮崎裕子 (2016). 「一般的租税回避否認規定—実務家の視点から〈国際的租税回避への法的対応における選択肢を納税者の目線から考える〉」『ジュリスト』 1496, 37-43.
- 村島雅弘 (2014). 「EUにおける有害な税の競争（Harmful Tax Competition）と国の援助(State Aid)：アップル社関連会社の事例をもとに欧州における State Aid 規制を考える」『International Taxation』 34(12), 90-97.
- 中里実 (2016). 「タックス・シェルターからタックス・コンプライアンスへ：会社法と租税法の融合の必要性」『ジュリスト』 1496, 14-18.
- 大沼宏 (2016). 「租税回避行動はコーポレートガバナンスとどう結びつくか：実証研究の視座」『企業会計』 68(9), 36-42.
- 志賀櫻 (2013). 『タックス・ヘイブン：逃げていく税金』東京：岩波書店.
- 志賀櫻 (2014). 『タックス・イーター：消えていく税金』東京：岩波書店.
- 徳弘高明, 小林徹 (2012). 「米国連邦法人所得税制の概要：大統領選挙を前に」『International Taxation』 32(11), 88-97.
- 吉川浩史 (2015). 「ゼネラル・エレクトリックの収益性低下と金融事業縮小の判断」『野村資本市場クォーターリー』 19(1), 178-185.
- 吉村政穂 (2008). 「リスク要因としての税：米国 FIN48 の背景, CSR との関係」『租税研究』 705, 176-189.

## データ・資料

外務省 Web サイト.

国税庁 Web サイト.

年金積立金管理運用独立行政法人 Web サイト.

財務省 (2015). 「特集 新たな国際課税ルールを策定「BEPS プロジェクト」の取組と概要」  
『ファイナンス』2015.11, 2-9.

日本経済団体連合会 (2016). 「BEPS プロジェクトを踏まえた今後の国際課税に関する提言」.

日本公認会計士協会 (2017). 「法人税法上の包括的な租税回避否認規定の適用をめぐる実務上の問題点 (租税調査会研究報告第32号)」.

企業会計基準委員会 (ASBJ) 「第352回企業会計基準委員会 米国会計基準における法人所得税に関する開示の動向」 (審議事項(4)-5 2017年1月10日)

EY 税理士法人 (2017). 調査報告書「国際租税制度に関わる多国籍企業対応・影響等調査」  
平成28年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業 対内直接投資推進体制整備等調査.

EY 税理士法人主催「EY 海外税制アップデートセミナーシリーズ 米国税制アップデート」  
(2017年10月19日)

FTSE Russell Web サイト.

OECD Web サイト *Topics: Base Erosion and Profit Shifting.*

U.S. PIRG, CTJ & ITEP. (2014). *Offshore Shell Games 2014.*

U.S. PIRG, CTJ & ITEP. (2016). *Offshore Shell Games 2016.*

Financial Accounting Standards Board (FASB). ASC740 “Income Taxes”

## 脚注

<sup>1</sup> BEPS 行動計画 13 は、税務執行の透明性を高めるため、従来の移転価格文書化の OECD ガイドラインを再検討し、新たに国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの3層構造の移転価格文書の作成を求めている。うち、国別報告書は、グローバル企業の親会社に対して、国ごとのグループ所得と税額等の配分状況や、各国で活動する事業体とその果たしている機能に関する情報を提出させるもの。

<sup>2</sup> 「税務意識高まる「経営戦略に」41% 情報公開姿勢は途上」(2016年12月19日 日本経済新聞)。

<sup>3</sup> 一般社団法人 日本経済団体連合会「BEPS プロジェクトを踏まえた今後の国際課税に関する提言」(2016年4月19日)。

<sup>4</sup> 国税庁調査課「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について」(国税庁 Web サイト)。

<sup>5</sup> ガイドブックによれば、これは「特定の納税義務書の課税標準等又は税額等を認定する目的で行われる税務調査ではないが、BEPS 行動計画 13 の移転価格文書化のうちローカルファイルの作成状況の確認等を行うものとされている。

<sup>6</sup> 「ESG 投資始動 GPIF の行方」(2017年7月30日 日経ヴェリタス)。

<sup>7</sup> 「ESG 指数を選定しました」(2017年7月3日 GPIF Web サイト)。

8 FASB 解釈指針第 48 号の略称。

9 大綱は、2017 年 9 月 27 日、ホワイトハウスと議会上下両院の共和党指導部の合意に基づき発表されたもの。改正は、原則として 2018 年 1 月 1 日以降に適用開始。

10 二重課税排除の観点から、海外源泉所得に課税された外国法人税は外国税額控除の対象となる。

11 日本におけるタックスヘイブン対策税制に類似した制度。

12 ASC740-30-25-3.

13 ASC740-30-25-17.

14 ASC740-30-25-19.

15 米国の非営利研究団体。それぞれの正式名称は、順に、U.S. Public Interest Research Group Education Fund, Institute on Taxation and Economic Policy, Citizens for Tax Justice.

16 “Offshore Shell Games” では、OECD 等 3 種類のタックスヘイブンリストを利用している。これによると、フォーチュン 500 社のタックスヘイブン子会社の所在地は、子会社数の多い順に、オランダ、香港、シンガポール、ルクセンブルク、スイス、アイルランド、バミューダ、ケイマン諸島、モーリシャス、ブリティッシュヴァージン諸島となっている（2015 年度）。

17 2013 年度以前の調査報告には海外留保利益額トップ 30 の掲載がないため、比較可能性を優先し 2 期間比較としたもの。

18 8 期間中に連結税負担率と海外税負担率の大小関係が逆転するケースにおいては、8 期平均値を用いて分類を行った。

19 国外で課税された源泉所得税や一定以上の出資比率を持つ外国法人からの受取配当に関わる外国法人所得税につき、国内法人税からの控除を可能にする制度。

20 ASC740-30-50-2.

21 納税時には、二重課税排除の観点から海外で支払った法人税額は控除される。税効果認識時にも、外国税額は控除して繰延税金負債を計上する。

22 連邦税に加え州税も併せて認識する実務も見られる。

23 その他の無期限再投資利益の減少理由としては、損失を計上した海外事業があること、米国外での事業投資再編の結果撤退事業においてそれまでに留保してきた剰余金が消滅すること等が考えられる。

24 カリフォルニア州を基準に算定したもの（2017 年 1 月現在、財務省 Web サイト）。

25 税負担率が負の値をとるのは、赤字の利益に対して、税金費用はプラス（納税ポジション）であることを表している。

26 Pfizer の国内事業の例と反対に、赤字の利益に対して、税金が還付ポジションとなったため、連結税負担率が正の値となっている。

27 AbbVie は、2013 年度営業開始で全期間データが揃わないことから、詳細分析から除外した。

28 Apple SEC Form 10-k Note 5 Income Taxes より。

29 取引に介在する各国（アイルランド・オランダ・バミューダ他）の税制の抜け穴を利用して、極端な低税率を実現する国際的節税スキームの一つ。

30 例えば、Apple の 2016 年度の「[推定]未送金留保利益」は 1,062 億ドル、対する繰延税金負債は 314 億ドルであり、後者を前者で割ると引当率は 30%となる。これは、米国連邦税実効税率 35%と 2016 年度の海外納付税率 5%との差に一致する。繰延税金負債は米国における外国税額控除後の追加税額で計上すべし、とする会計基準に準拠した会計処理であることが立証される。

31 「米アップルが EU 提訴へ、アイルランド税優遇めぐり追徴課税で」（2016 年 12 月 19 日 ロイター）。

32 米国徴税上は減収となり歓迎すべからざる事態であろう。

- 33 保有比率10%以上の海外子会社からの配当を100%益金不算入。
- 34 その後米国税制改革は2017年内に法制化され、既存の海外留保利益への一括課税制度については、税率は、現金・現金等価物投資部分が15.5%、その他の部分（再投資に使用されている部分）が8%とされている。
- 35 GE SEC Form 10-k Accounting Estimate より。
- 36 GEの2015年度末時点タックスヘイブン所在子会社は、バハマ1社、バミューダ1社、アイルランド2社、ルクセンブルグ3社、オランダ7社、シンガポール4社となっている（Offshore Shell Games 2016より）。
- 37 継続事業に関わる利益と税金費用で算出したもの。
- 38 Accounting Estimate や繰延税金資産の内訳において、多額の外国税額控除枠の記載がある。
- 39 2010年度に、140億ドルの利益を上げながらも米国法人税を一切支払っていなかったことが、米政権や連邦議会において法人税改革を巡る議論を再燃させたもの。（「140億ドル利益のGEが「法人税ゼロ」、米国内で税制改革議論が再燃」2011年3月29日、AFP）。
- 40 アイルランド子会社が行っていた「Treasury Operation」に関わる繰延税金資産を減額処理したとの記載があるが、詳細は不明である。
- 41 GE 2015 SEC Form 10-K Note 14 Income Taxes より。
- 42 各社の標準偏差（安定性の指標）は、Apple（2%）、Pfizer（6%）、Merck（9%）、Oracle（2%）、AbbVie（1%）となっている。
- 43 改正初年度のみに適用される一括課税制度であれば外国税額控除枠の利用が可能であるが、海外配当非課税制度の導入に伴って外国税額控除制度が廃止されるため、将来的には従来の「米国型」は機能しなくなる公算が高い。
- 44 ここで言う「実質性」とは、サプライチェーンをグローバルに展開し、グループ間取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、企業は価値が創出された場所で税金を払うべきであるとする、経済活動の実態に即した課税を重視することを指す。
- 45 「連結財務諸表規則」の開示様式による。なお、2010年以降は「セグメント情報等の開示に関する会計基準」に従い、経営者が実際に行っている意思決定や業績評価の区分での開示に変更された（マネジメント・アプローチ）。
- 46 国際会計基準審議会（IASB）がIFRIC解釈指針第23号「法人所得税の処理に関する不確実性」を公表しているが、新たな開示は要求されていない。
- 47 2016年7月にFASBは「法人所得税に関する開示要求の変更」の公開草案を公表し、開示の更なる拡充を図っている。
- 48 英国議会の報告書に端を発して、Starbucksへのボイコット運動に発展した件や、米国内閣国土安全保障・政府問題委員会常設調査小委員会の公聴会にAppleのCEOを召還した件、等。
- 49 「元国税庁長官が日本企業に訴えるタックスプランニングの必要性」（ダイヤモンド・オンライン 2015年11月17日）。
- 50 2017年1月12日付 PwC Press Release。

論文受領日：2017年11月22日  
論文受理日：2018年 2月 9日